

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会について

平成 24 年 3 月 2 日
中部地方環境事務所
平成 25 年 3 月 1 日改訂

1 背景・趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード 9.0 の地震による大規模な地震動に加えて巨大な津波が発生し、東北地方を中心に甚大な被害があった。また、同年 8 月には台風 12 号による洪水が発生し、近畿圏を中心に相当の被害があった。中部圏においては、東海地震、東南海・南海地震が今後 30 年以内に発生する確率が約 60～87%と予測されていることもあり、地震、台風等の大規模災害は発生する事態に備え、災害時の対応のあり方を再確認するとともに必要な見直しを行う必要がある。

阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震、台風・大雨等に伴う大規模災害等においては、災害を主因とする大量の廃棄物が発生する。災害からの復旧・復興を早急に進めるためには、この災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。

中部圏においては、中部地方整備局が中心となって「中部圏地震防災基本戦略（中間取りまとめ）」が昨年 12 月末に策定された（東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議（座長：奥野信宏・中京大学教授）。以下単に「戦略会議」という。）。本戦略は、広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などの対応方針を示すものとされており、この中で、各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急的に対処すべき 10 の分野が、中部圏として優先的に取り組むべき課題として選定された。右分野のうち、“多量の災害廃棄物の発生を想定した広域連携体制の整備”については、当事務所が中心となって具体的な検討を行うとされたところである。

以上のことから、今般、関係機関の参加を得て「大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会」（以下単に「連絡会」という。）を設置し、大規模災害時の廃棄物処理のあり方について情報共有を行うとともに、必要な対応について検討することとする。

2 参加者

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、岐阜市、四日市市、静岡市、浜松市、愛知県産業廃棄物協会、中部経済連合会、有識者（国立環境研究所研究調整主幹）、中部地方整備局、中部地方環境事務所

※検討事項の内容に応じ、この他の関係機関に連絡会への参加を求めることもあり得る。

3 連絡会の進め方

連絡会においては、当面は、下記の各課題に関して、大規模災害時の各機関の対応に関する情報共有、各機関間で連携が必要な項目、それらに対する連携体制の構築や役割分担及び新たに各機関で対応が必要な取組の検討等を行う。これらの結果を取りまとめ、参加者間で共有するとともに、必要な事項について戦略会議に報告することとする。

- ・連絡会において、議論を進めることと並行し、適宜、各県内市町村の状況等の実態について、各県を通じて調査の依頼を行う。
- ・連絡会は、広域的連携体制の構築のため、また自治体における取組を支援するため、意義があると考えられることから、平成 25 年度以降も存続させる方向。ただし、状況の変化に応じて、柔軟に対応する。

4 連絡会の主な内容

(1) 行政間の連携に関すること

- ①災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する近隣自治体との協力協定等の締結状況の把握・共有（近隣市町村間レベル、県内市町村間レベル）
- ②広域的大災害への備えとして検討しておくべき事項の検討（県域を超えた協力の必要性・内容、中間処理・最終処分施設の能力・容量の把握・共有等）

(2) 行政と事業者等の連携に関すること

- ①災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する民間事業者・団体との協力協定等の締結状況の把握・共有（各市町村）
- ②広域的大災害への備えとして検討しておくべき事項の検討

(3) 各自治体において準備しておくことが適当な事項に関すること

- ①災害廃棄物の処理計画の策定及び発生量の推計
- ②仮置場候補地の確保
等

(4) その他

- ①情報の共有に関すること
 - ・東日本大震災を踏まえた災害廃棄物対策指針の策定状況等（環境省）
 - ・過去の比較的大規模な災害への対応に関する体験、課題、教訓等（該当自治体）
 - ・三連動地震に備えた災害廃棄物処理計画の策定等の取組状況（自治体）

等

②本地域で想定される広域的大災害の規模に関すること

- ・地震の規模、津波の浸水域の想定等（戦略会議・中央防災会議での検討内容を中部地方整備局から適宜紹介）

5 その他

- ・連絡会に係る庶務は中部地方環境事務所及び戦略会議事務局である中部地方整備局で処理する。会議出席に必要な旅費等は基本的に参加者の負担とする。
- ・本連絡会は情報共有、確認、検討等を主眼とするものであり、参加者の合意の基に決議を行うものではないことから、座長は当面置かないこととし、中部地方環境事務所が幹事として進行役を務めるものとする。